第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

概要

計画期間

令和3年度~令和7年度(5年)

基本理念

お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

主なポイント

■推進方針

推進方針 1 人権教育・同和教育の推進 ▶学校教育、社会教育等を主な方針に設定

推進方針 2 人権啓発の推進 ▶学習機会、情報提供を主な方針に設定

推進方針 3 相談・支援体制の充実 ▶人権侵害救済制度の確立要求、

人権文化センター等の相談体制を主な方針に設定

■基本計画及び行動計画(アクションプラン)の策定

◆ 計画を各種人権課題の解決に向けた方向性を定める「**基本計画**」と、 個別具体的な事業をまとめた「**行動計画(アクションプラン**)」を策定 ▶方向性と事業を管理することで、計画の実効性と機動性の向上を図った。

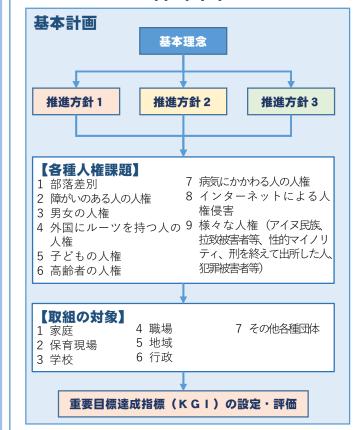
■成果指標の設定

- ◆ 基本計画には「**重要目標達成指標(KGI**)」を設定
- ◆ アクションプランには「重要業績評価指標(KPI)」を設定 ▶方向性及び事業に対する成果指標を設定し、事業の評価分析を行えるよう にすることで、計画をより実効性のあるものとした。

■全庁体制の確立

- ◆ 人権施策推進連絡会議を設置
 - ▶庁内の横断的な事業の連携、成果指標を分析する体制を構築した。

体系図



行動計画(アクションプラン)

- 1 全庁体制の確立(人権施策推進連絡会議の設置)
- 2 広報、啓発活動、相談業務、各種事業等の推進
- 3 重要業績評価指標(KPI)の設定・評価